

小中学校教職員の働き方改革について

日頃より、本市の教育活動への温かいご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。現在、本市では教職員の働き方改革を進めております。教職員の負担を軽減し、心身ともに健康な状態で子供たちと向き合うことは、教育の質を高めるために不可欠です。

今後も、業務改善によって生み出した時間を、教材研究や校内研修といった「子供たちの学び」に直結する活動に重点的に充ててまいります。

保護者の皆さまには、今後とも教職員の働き方改革へのご理解とご支援をいただけますよう、お願い申し上げます。

記

1 働き方改革の目的

教師のこれまでの働き方を見直し、自ら授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。

2 これまでの学校の重点的な取組

- 週2回の5時間授業設定と同様の下校時刻の設定による教材研究、校内研修の時間の確保
- 急を要する校務がない限り児童生徒の完全下校後、2時間以内の退勤の徹底
- 長期休業期間、学校行事等を中心とした時差出勤制度の活用
- 勤務時間（原則：8:00～16:30）の周知と休憩時間確保の取組
- 「日直等を置かず対外的な業務を行わない日」（以下、学校閉庁日）の設定
8月12日～15日及び12月27日、28日、1月4日、11月13日（県民の日）
※12月29日～1月3日は、休日、祝日

3 令和8年度 教職員の健康及び福祉の確保を図るための主な取組

- ・学校以外（地域・保護者等）の主体による登下校支援
- ・学校以外（地域・保護者等）の主体による放課後、夜間等の見回り支援
- ・地域学校協働本部推進委員（コーディネーター）による地域人材等の連絡調整
- ・特別支援教育支援員（小学校）の増員並びに業務内容変更に伴う学校業務支援
- ・中学校における学校サポーターの配置による学校業務支援（学習評価、成績処理等は除く）
- ・学校行事等の準備・運営についての地域人材の活用促進、学校行事の精選
- ・統合型校務支援システムの日常使い
- ・バス利用料の公会計化の日常化

4 保護者・地域の参加・協力

上記3の推進に向けて、下記事項への参加協力をお願いいたします。

- (1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）への参加・協力
 - ・地域住民による登下校の見守り・支援、放課後、夜間等の見回り支援
 - ・花壇や通学路等の学校周辺環境の整備
 - ・学習活動（職場体験学習・郷土の伝統・文化芸術学習、社会科見学見守り、運動会・体育祭、学校行事 等）への支援
- (2) 部活動の地域展開に係る「地域指導者」への参加・協力
- (3) 電話連絡、家庭訪問、等の勤務時間内（原則：8:00～16:30）の実施
※緊急時や特段の事情がある場合を除く